

2018年1月31日

千葉県教育庁教育振興部教職員課
課長 大野 英彦 様

〒286-0122 成田市大清水 191-11
秋葉 幸一

抗議文

1. はじめに

貴委員会が2017年5月24日に刑事告発した、元教諭の個人情報保護条例違反は、同年12月21日に不起訴処分となりました。

これについて、貴委員会は「現時点ではコメントを差し控えたい」旨、報道機関に伝えましたが、長期にわたり社会的信用を傷つけられた私にとって、これはとうてい許されることではありません。

即刻、何らかの意思表示をすべきであり、同時に、不起訴処分になったことに対する県民への説明責任を果たすべきです。

以下、貴委員会の本事件への対応について、具体的に抗議いたします。

2. 新聞報道（記者会見）について

貴委員会は終始、私が生徒の個人情報を目的外収集したと主張し、新聞報道をとおして、不正があったと広く県民に喧伝してきました。

（不起訴処分の報道においても「不正な持ち出し」と書いています）

しかし、貴委員会による事情聴取でも明らかのように、生徒情報は分掌上の仕事の延長線上にあり、家に持ち帰ったものであるため、学校業務における目的外収集とはいえません。

そのことを、報道機関にきちんと説明せず、また不正確な報道をし続けられたことを黙認してきた貴委員会に対し、不信感を禁じ得ません。

貴委員会は私たちの申し入れ書に対する回答書の中で「報道機関の記事内容について言及することは控えさせていただきます」と回答していますが、県教育委員会の記者会見がもつ社会的責任の重さをどのように考えているのか、お答えください。

3. 刑事告発について

貴委員会は私の刑事告発の正当性を、前述の回答書の中で、次のように語っています。

「業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」

これは、千葉県個人情報保護条例第63条の文言、「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」を意識しており、法的根拠の妥当性を欠いています。

更に、私の目的が、教え子たちの政治参加（選挙）及び安全保障関連法廃案のための署名依頼（強制ではない）であることを踏まえると、署名そのものが不正な利用に相当するとも読み取れます。

思想・信条の自由及び表現の自由は憲法に謳われ、双方の対立する意見はあって然るべきですが、刑事告発で相手を封じ込めるようなことは絶対にあってはなりません。それは権力の暴走を許さない立憲主義に反する行為だからです。

貴委員会が条例の文言まで変えて表現した「不正な利用」とは何を指しているのかという疑問も含め、不起訴処分への弁明（コメント）を差し控えるというのは、一県民を刑事告発しておきながら卑怯そのものであり、また、貴委員会に信頼を寄せる県民の疑問や懸念に対する説明責任も果たしていません。

4. 謝罪会見について

平成29年9月6日付けの東京新聞によると、県教委教職員課の担当者は刑事告発をする意義について、「県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例はないが、教育現場に与える影響の大きさを考慮し、厳正に対処した。」とあります。これは、県民の信頼を損ねたことに遺憾の意を表したのではなく、元教員による不祥事を元教員の自己責任にとどめ、現職教員を管理する観点から、厳罰を表明したものと捉えることが出来ます。

（平成29年5月24日の記者会見では、教員の不祥事に対する多くの行政処分がまとめて発表されています）

実際、事件後の教育現場は以前にも増して、情報の取扱いに対する管理が厳しくなり、管理職による締め付けが強化されたと聞いています。

私は、貴委員会の目的を達成するための単なる見せしめであり、また、法的な根拠もないままに刑事告発という脅しを使ったいじめの対象者だったのだといわざるを得ません。

更に、報道機関をとおして、県民をいじめの傍観者に仕立てて（県民を巻き込んで）、公の教育機関が一県民を（元教員を）弾圧したともいえます。

貴委員会が、警察及び検察庁の取り調べの結果である不起訴処分を真摯に受け入れるなら、家宅捜査や証拠品押収などにより、著しく人権を踏みにじられた者に謝罪があつて然るべきであり、また県民に対しても、今回の刑事告発は

間違いだったとの謝罪表明をすべきです。

具体的には、謝罪会見を要請します。

教育現場における生徒個人情報の管理徹底を図りたい貴委員会の使命を理解できないわけではありませんが、その手段に刑事告発という形での弾圧を安易に行うべきではなかったと思います。(個人情報保護条例違反で告発することは先例がないにもかかわらず、貴委員会定例会では単なる「報告」で刑事告発が決定したこと。また、教職員課長の名において専決事項とされたことは非常に残念です。)

まして貴委員会は公教育の指導的立場にあり、いじめの根絶や教科「道徳」に向けその範を示すものであり、県民の信頼を得なければなりません。

私の要望は2度とこのような弾圧が、現職教員や元教員に行われないことであり、謝罪会見の要請は上意下達的な貴委員会に抗議するとともに、それを払拭するものであると信じ具申いたします。

貴委員会が学校の教員を萎縮させ、間接的には生徒を管理する立場から解放されることを願って止みません。

5. おわりに

この抗議文は、不起訴処分に対する貴委員会の不誠実さに抗議するものです。刑事告発は貴委員会が発したものであり、国の公的機関である検察庁の判断が下された訳ですから、貴委員会が意思表示をもってそれに応えるのが道理だと考えます。

現時点ではコメントできないと言うならば、必ずコメントして頂けるものと思いますが、いたずらに時間が過ぎれば忘れ去られてしまいますので、期限を設けさせていただきます。

千葉地検の不起訴処分の内容を再度確認の上、1ヶ月程度の時間内において、貴委員会の意向(コメント)を記者会見にて公表してください。

(本件の勧告書より1年の後に刑事告発が行われたことに対する疑惑は未だに晴れません。また、意向は私を含む「守る会」および県民宛に、高校生にも分かる文言にてお願いします。)

なお、残念ながら貴委員会の誠実な対応がなかった場合は、貴委員会の不誠実な対応として、広く県民にこのことを公表し、民意を仰ぐことをご了承ください。

以上